

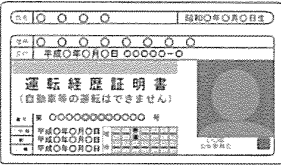
運転免許証の返納制度ってなに？

運転経歴証明書ってなに？

運転免許証の返納制度とは？

自動車の運転に不安を感じる方は、現在お持ちの運転免許を申請により取り消すことができます。

この場合、全ての運転免許を取り消すことはもちろんのこと、一部の運転免許だけを取り消すことも可能で、例えば、普通免許と原付免許を保有している方が、普通免許の取消しを申請して、原付免許だけにすることができます。



運転経歴証明書とは？

運転免許の自主返納後5年以内の方、または運転免許を失効して5年以内の方は、身分証明書としても活用していただける運転経歴証明書の交付を申請することができます。更新制度はありません。

再交付申請、記載事項変更は可能です。（本籍変更は除く）

自主返納制度に関する問い合わせ先 奈良県警察本部交通部運転免許課免許係
電話 0744-22-5541

返納した方には、自治体や企業等が

「高齢者運転免許自主返納支援事業」

で支援しています。



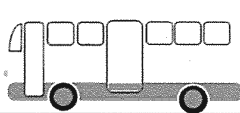
自主返納された方へ

運転経歴証明書を提示することで、協力企業などで様々な特典を受けることができます。

- 原則として、奈良県内の店舗のみの特典となります。
- ご利用になる支援事業所（店舗）で、ご本人が「運転経歴証明書」をご提示下さい。（飲食店では注文時、タクシーでは乗車時にご提示ください。）
- 一部ご利用になれない日や、特典の対象外となる商品等があります。

※ 特典内容は変更される場合があります。
協力企業等を奈良県警察ホームページで紹介しています。

例えば？



- ・奈良県タクシー協会加盟タクシーの運賃が1割引で利用可能
- ・「奈良交通ゴールドパス」（6ヶ月券）が2回に限り無料 など

自治体による支援も行われています！
各自治体で年齢制限や支援内容が違いますので、詳しくは奈良県警察ホームページをご確認ください。



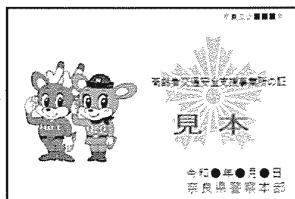
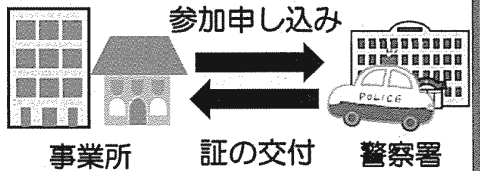
奈良県警察HP

事業所の方へ

支援事業所を募集しています！

高齢ドライバーが運転免許を返納しやすい環境作りに御協力下さい。

支援の対象は、原則として運転経歴証明書等を提示した、奈良県内在住の65歳以上の高齢者です。



これが目印



支援事業に関する問い合わせ先 奈良県警察本部交通部交通企画課
電話 0742-23-0110